

令和5年 北秋田市農業委員会 第2回総会

1. 開催日時 令和5年2月16日（木） 午後2時20分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（32名）

2番 長 岐 正	3番 長 崎 成 人	4番 佐 藤 政 信
5番 成 田 博 幸	6番 澤 藤 匠	8番 伊 東 誠 子
9番 三 澤 敏 行	10番 杉 渕 光 則	11番 佐 藤 利 子
12番 宮 腰 文 義	13番 齊 藤 富美雄	14番 佐 藤 稔
15番 佐 藤 邦 久	16番 木 村 正 彦	17番 藤 島 喜美男
18番 堀 部 栄 一	19番 金 俊 英	20番 武 田 響 一
21番 近 藤 裕 太	22番 檜 森 正	23番 土濃塚 謙一郎
24番 佐 藤 茂 延	25番 伊 藤 鶴 一	26番 三 沢 博 隆
27番 鈴 木 豊	28番 簾 内 豊	29番 中 嶋 力 藏
30番 堀 部 聡	31番 佐 藤 篤 史	33番 三 浦 和 憲
36番 長 岐 一 志	37番 後 藤 久 美	

4. 欠席委員（4名）

1番 若 松 一 幸	7番 武 石 修 一	32番 松 橋 利 彦
34番 金 田 悦 子		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 3号	会務報告
第 2	報告第 4号	専決処分の報告
第 3	報告第 5号	農業者等との意見交換会について
第 4	報告第 6号	農地転用許可に関する権限移譲について
第 5	議案第 4号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 6	議案第 5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

33番 三 浦 和 憲 2番 長 岐 正

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第2回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番若松一幸委員、7番武石修一委員、32番松橋利彦委員、34番金田悦子委員の4名となっております。そのほか、24番佐藤茂延委員と28番簾内豊委員の2名が若干遅れるようです。</p> <p>委員総数36名中、30名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号33番三浦和憲委員、2番長岐正委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第3号 会務報告」を事務局より願いたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>令和5年総会分の報告から、標題の報告番号については議案と同様に通し番号を附することといたしましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、報告第3号 令和5年1月分会務報告です。</p>

(令和5年1月分の会務を報告)

議長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議長 次に「報告第4号 専決処分の報告」について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。

報告第4号 令和5年1月分の専決処分の報告です。

前回総会時の説明から若干修正がございます。

項目の(3)、(4)は、前回(3)としていたものを、わかり易くするため中間管理機構に関するものと、相続等に関するものの2つに分割いたしました。そのため項目が10項目から11項目へ1つ増えております。

表をご覧ください。1月は(2)の非農地通知が1件、(4)相続等による権利取得の届出の受理が19件、(7)賃借・使用権の合意解約の届出の受理が21件、合計41件の処理を実施しました。

4ページからは各届出等の内容となります。

まず、(2)非農地通知についてです。

(受付番号1番を朗読)

以上1件、合計2筆、面積2,509㎡となっております。

議長 事務局より(2)非農地通知の報告が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号33番三浦和憲委員からお願いいたします。

33番 33番三浦です。専決処分の報告の(2)非農地通知について報告させていただきます。

調査日は2月7日、調査員は1番若松委員、2番長岐委員、3番長崎委員、4番佐藤委員と私、事務局から日下部局長、疋田主査の計7名でした。

積雪により現地での確認が困難なため、会議室で衛星写真を用いて調査を行いました。

受付番号1番の申請地は松ヶ丘団地から木戸石集落に向かい200m程のところにあります。

2009年と2020年の衛星写真で確認したところ、申請地は継続して森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上です。

事務局

次に4ページの(4)相続等による農地の権利取得の届出の受理についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下8ページの受付番号19番まで、合計105筆、面積165,278.6㎡となっております。

次に9ページをお開き下さい。

こちらは項目(7)賃借・使用権の合意解約の届出の受理についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下11ページの受付番号21番まで、合計51筆、面積78,505㎡となります。

報告は以上です。

議長

報告第4号につきまして事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

31番

31番の佐藤(篤)です。

(4)相続等による権利取得の届出についてですが、東京などの離れた地域に住んでいる方の相続が見受けられるが、実際に耕作されているのでしょうか？

事務局

相続以前から賃借により耕作されていたような場合は、そのまま引き継がれているケースが多くあります。

31番

耕作放棄されないよう、事前に相続人に周知する方法や確認する手立てはないのでしょうか。

事務局 届出には現在の耕作状況、又は農業委員会によるあっせん等希望の有無を記載することになっています。

その後の状況については、別途農地パトロール等で対処している状況です。

3 1 番 遊休化させないように、権利取得者へ事前に周知しておくのも一つの方法だと思いますのでご検討願います。

議 長 3条の3の届出は、あくまでも相続等により農地の権利を取得した事後の届出で、農業委員会の規制等は及ばないものであります。遊休化の状況については農地パトロール等で確認することとなります。

2 3 番 23番の土濃塚です。

合意解約の受付番号10番について、中間管理機構で契約するためとあるが、機構を通して貸借等をする場合、受付の段階で出し手及び受け手が決まっていると認識しているが、聞くところによると、最近では受け手が決まっていない契約が多く処理しきれない状況で苦慮していると聞いている。農業委員会としてはどのような受け方をしているのか。

事務局 現在のところ、機構の中間保有は無いと認識しています。

将来的なお話であれば制度改正による今後の見通しとして可能性はありますが、今のところ農業委員会の審議では、マッチング済みの案件以外は扱っておりません。

2 3 番 あっせんは行っていないのですか。

事務局 マッチング済みの案件がほとんどで、ここ最近であっせんの申し出はありません。農業委員会にあっせんの申し出があれば、当委員会のあっせん基準により行うこととなります。

受け手がない契約が多く中間管理機構で困っているというお話は、受け手を見つけられないという出し手側の相談が多いという事だと推察しますが、後日、事務局が改めて確認させていただきたいと思います。

2 3 番 さらに関連ですが、当市の農地約5千5百ヘクタールを維持していく

ための政策はあるものですか。

事務局 基盤強化法の改正により、6年度末までに、地域ごとに地域計画を策定することが法定化されました。4月以降本格的に進んでいくことと思いますが、まさにこの機会に話し合うことが重要であると考えます。担い手が減少する中で全ての農地を維持することは困難となっているため、集積・集約を進め、地域事情を考慮しながら守るべき農地を明確化し、地域が一体となり効率よく農業を営むことが重要になってくると考えます。

23番 先の豪雨で被災し、どうしても耕作できず断念した農地もあった。断念する前に何らかの利用の方策等について市農林課や農業委員会が示していけるよう今後進めて行くべきではないかと感じています。

30番 30番の堀部（聡）です。
報告の内容から離れている気がします。議事を進行しましょう。

23番 関連で意見を述べているつもりですが、ご指摘がありましたのでこれで終わります。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議長 報告第5号「農業者等との意見交換会について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。

報告第5号「農業者等との意見交換会について」です。

1月16日（月）開催の令和4年度農業者等との意見交換会で出された意見等を纏めたものになります。

ご承知のとおり、農業委員会法第38条において「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が求められております。この度の意見交換会で出された内容は、県農業会議で集約し、意見の提出等に資するとともに

に、全国農業会議所の「政策提案」として集約し、農業委員会組織をあげ、その反映に取り組んでいくとされています。今回は1月末までに秋田県農業会議へ実績報告が必要であったことから、内容について会長、代理、小委員長に確認いただいた後、提出させていただきました。また、今回の内容に関して、市長へ意見提出は行わないことをご報告いたします。

なお、開催状況は市のホームページに掲載し、委員会活動のPRを図っておりますことをご報告いたします。

以上です。

議長 報告第5号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

議長 報告第6号「農地転用許可に関する権限移譲について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをお開きください。

報告第6号「農地転用許可に関する権限移譲について」です。

令和5年4月1日より農地法第4条及び第5条の農地転用案件のうち、2ha以下は県から市に許可権限が移譲される予定となっております。

県が定めた農業委員会に係る3つの権限移譲セットメニューのうち、この1つだけ受入がまだだったというもので、市が定める事務委任に関する規則に既に含まれている内容であることから、今回は報告案件とさせていただきます。

権限移譲の受入状況は、下段の表の太枠の中の2段目のとおりで、県内25市町村のうち19市町村が既に権限移譲されています。空欄が受入未済自治体となっており、北秋田振興局管内では当市のみ受入れていない状況です。他自治体の動向なども踏まえ、受入れを決定したところです。

現在のところ、県農林水産部と市総務部との間で引継ぎ作業が進められている最中で、市は受入後に「北秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則」に基づき、当農業委員会へ事務を委任し、これを受け入れることで協議済みとなっております。15ページにその根拠である規則を参

考までに添付しております。

受入後は、許可書の発行事務の負担が若干増えることが予想されますが、委員の皆様のご総会での審議等に関してはこれまでと何ら変化はございません。

申請者については、許可までの日数短縮による迅速化や提出書類の部数が減るなど申請手続きの軽減が図られる予定です。

なお、事前の情報提供として、広報3月号及び市ホームページを活用し周知を図ることとしております。

以上です。

議長 報告第6号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

質問等がないようですので、次に進みます。

議長

議長

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書16ページをお開きください。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年2月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美

(受付番号1番を朗読)

以下17ページの受付番号4番まで、合計8筆、面積7,518㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

18ページをご覧ください。今回よりこれまで別添資料として配布しておりました申請ごとの調査書の配布を止め、農地法第3条第2項各号の

議 長

2 番

「該当してはいけない項目（農地法第3条第2項各号）」の説明資料添付に代えさせて頂いております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号2番長岐正委員からお願いいたします。

2番の長岐（正）です。受付番号1番から4番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の三浦委員の報告と同様です。

積雪により現地での確認が困難なため、会議室で衛星写真を用いて調査を行いました。

まず、受付番号1番は資料の19ページから22ページになります。

20ページを見てください。

申請地は木戸石集落の西側にある阿仁川を越えた先にある、整備されたほ場の中にありました。

2009年と2020年の衛星写真で確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号2番は資料23ページから25ページになります。

24ページを見てください。

申請地は中屋敷集落の外れにある畑でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号3番は資料26ページから28ページになります。

27ページを見てください。

申請地は摩当集落の米代川の堤防沿いにある住宅の裏手の畑でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、受付番号4番は資料29ページから31ページになります。

30ページを見てください。

申請地は李岱集落の中にあり、旧合川西小学校のすぐ近くにある畑でした。

先程と同様に衛星写真により確認したところ、申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上です。

議 長 議案第4号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番の佐藤（邦）です。

15番 受付番号3番について、手前の宅地も譲受人の所有となるのでしょうか。売買価格が畑にしては高いため、将来的に宅地化を目論んでいるように感じます。

事務局 価格が高いのは、手前の宅地分を含んだ価格となっているため、資料に説明が不足しておりました。

その他ご質問ご意見等ございませんか。

議 長

（なしの声）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議 長

議案第4号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め決定いたします。

議 長

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

議案書32ページをお開きください。

事務局

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年2月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美

まずは一括方式についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下36ページの受付番号11番まで、合計35筆、面積88,101㎡となります。

議案書37ページをお開きください。次に利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下47ページの受付番号25番まで、合計62筆、面積151,056㎡となります。

以上の議案第5号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議案第5号につきまして事務局の説明が終わりました。

議 長

議案第5号中、一括方式の1番から11番を除く利用権設定について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議 長

議案第5号中、一括方式を除く利用権設定について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め決定いたします。

議 長

議 長

同じく議案第5号中、一括方式の1番から11番については、議席番号21番の近藤裕太委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：21番 近藤裕太委員)

会議を再開いたします。

議 長

議案第5号中、一括方式について質疑に入ります。

議 長

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議 長

議案第5号中、一括方式について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め決定いたします。

議 長

暫時休憩いたします。

議 長

(着席：21番 近藤裕太委員)

会議を再開いたします。

議 長

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。

議 長

これをもちまして2月の定例総会を閉会します。